

生産性向上伴走支援事業 業務委託仕様書

1 目的

施設での業務効率化や職場環境改善を図るために生産性向上推進体制加算Ⅰの取得を目指す施設（10施設程度）に対して専門家による伴走支援を行う

2 委託期間

契約日から令和9年3月31日までとする。

3 受託者の業務

(1) 伴走支援を行う施設の選定

伴走支援を希望する施設の申請受付は県が実施する。申請内容をもとに受託者と県で協議を行い、県が伴走支援対象施設を決定。

(2) アドバイザーによる施設訪問等※1により、以下について支援を実施。

①対象施設の現状把握等の支援

- ・施設の現状を把握し、業務課題の洗い出しや業務の整理（内容・分担等）に係る支援を行う。

②導入する介護機器の選定支援

- ・①で把握した業務課題等を解消するための介護機器を選定する。

③委員会における必要事項の検討に係る支援

- ・以下の5点を検討するための支援を行う。
 - i 介護機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保
 - ii 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮
 - iii 介護機器の定期的な点検
 - IV 業務効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修
 - v 職員の業務分担の明確化等による業務効率化

(例) 負荷が集中する時間帯に個人に業務が集中しないように平準化

介助に集中できる時間帯を設ける

介護助手の活用を検討

介助を伴わない業務の外注について検討

④導入した介護機器の定着支援

⑤委員会で検討し決定した事項の実施状況及び成果の確認

⑥生産性向上推進体制加算（Ⅰ）取得のための申請書類作成支援

- ・申請書類を作成するためのデータ収集、書類作成に係る支援等を行う。

⑦県に提出する実績報告書の作成支援

(3) 成果報告書の作成

※1 施設訪問やweb ミーティング等を活用し、支援を実施すること。施設訪問は1施設あたり少なくとも2回以上を想定。

4 留意事項

- (1) 業務を実施するに当たり、業務を統括する責任者を配置し、担当者等の人員配置等を明確にすること。
- (2) 事業の実施に当たっては県と詳細を協議するとともに、事業の実施に支障が生じるような場合は、速やかに協議を行い、改善策を検討すること。
- (3) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を受けた場合は、この限りではない。
- (4) 委託業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託期間が解除された後においても同様とする。
- (5) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、受託者の行為が原因で第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 県が受託者を決定した後、委託契約を締結するに当たり、委託契約書、仕様書及びその他の事項に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。
- (8) 本業務契約に基づいて作成された成果物の著作権は県に帰属するものとし、第三者に貸与又は公表してはならない。
なお、本業務に当たっては第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (9) この仕様書に定めのない事項は、県、受託者協議し、決定するものとする。